

# お申込のご案内

本研究集会の参加申込、宿泊、お弁当の申込受付は「(株) J T B 東京中央支店」が担当致します。研究集会の参加費は無料です。

## 1 研究集会参加のご案内 10月30日(水)・31日(木)

参加ご希望の方は専用サイトからお申込みください

<https://amarys-jtb.jp/johkasou2024/>

## 2 懇親会のご案内 10月30日(水)

10月30日(水) 18:00~20:00で出島メッセ長崎内展示ホールにおいて、懇親会を開催いたします。ご参加希望の方は専用サイトにてお申込ください。

参加費：5,000円(消費税込)

注) 懇親会の変更・取り消しは10月7日(月)までとさせていただきます。  
それ以降の変更・取り消しは出来ませんのでご注意ください。  
※懇親会費用については旅行契約に該当しません。

## 3 昼食弁当のご案内 10月30日(水) 31日(木)

10月30日(水) 31日(木)の昼食(お弁当)の事前予約販売をいたします。

お弁当：1食 1,000円(消費税込・お茶付)

\*お弁当の当日販売は行いませんので事前のご予約をお願いいたします。  
注) お弁当の変更・取り消しは10月7日(月)までとさせていただきます。  
それ以降の変更・取り消しは出来ませんのでご注意ください。  
※お弁当のご用意については旅行契約に該当しません。

## 4 宿泊のご案内 10月29日(火)・30(水)・31日(木)

宿泊手配をご希望の方は専用サイトからお申し込み下さい。

※お申込サイト内でご選択可能なホテルがお申込可能なホテルとなります。  
※ツインルーム(2名)をご希望の場合は、別途、御連絡お願い致します。  
★受付順とさせていただきますのでお早めにお申し込み下さい。

## 5 要旨集の販売について

令和6年度より専用サイト内でのお申込となります  
ご希望の方は事前にサイトからお申込、お支払いをお済ませください。

要旨集 1冊3,000円

※現地での販売は予定しておりません

## 5 宿泊ホテル一覧

	施設名	アクセス (会場からの距離)	料金(税込)
1	JR 九州ホテル長崎	JR 長崎駅から徒歩 5 分 (会場から徒歩 10 分)	@16,500 円
2	エスペリアホテル長崎	JR 長崎駅から徒歩 10 分 (会場から徒歩 13 分)	@13,500 円

- この旅行条件・旅行代金は2024年8月30日現在を基準としております。
- 宿泊代金：1泊朝食付、消費税・サービス料込/お一人様当たりの代金となります。
- 株 JTB が企画・実施する募集型企画旅行です。[最少催行人員1名・添乗員は同行致しません。]
- 別紙の旅行条件書を事前にご確認の上、お申込下さい。

## お問い合わせ先

### ■ お問合せ先

(株)JTB 東京中央支店 営業第一課 多辺田/板垣/橘

TEL:03-6737-9281 FAX:03-6737-9284 E-mail:johkasou2024@jtb.com

※営業日・営業時間：平日（土日祝日休業） 9：30～17：30

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階  
「第38回全国浄化槽技術研究集会・第46回浄化槽行政担当者研究会」係

### ■ 申込受付期間 2024年8月30日(金)～10月7日(月) 17:30迄

★研究集会の運営に関するお問い合わせは  
「公益財団法人日本環境整備教育センター」にご連絡ください。

〒130-0024 東京都墨田区菊川2丁目23番3号

TEL 03-3635-4880 FAX 03-3635-4886

## ■変更・取消について

- (1) 専用サイト内で変更・お取消が可能です。  
登録の変更やキャンセルはご宿泊日の前日まで操作可能です。  
電話での変更等はお受けできませんので、予めご了承下さい。
- (2) 宿泊につきましては、取消発生日により下記取消料を申し受けます。

●取消料:旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1)21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあつては11日目)	無料
	2)20日目にあたる日から8日前までの解除(日帰り旅行にあつては10日目)	旅行代金の 20%
	3)7日目にあたる日から2日前までの解除	旅行代金の 30%
	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5)当日の解除(6を除く)	旅行代金の 50%
	6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

\* 宿泊について契約成立以降に解除される場合は、1泊ごとに上記の取消料を申し受けます。

\* ご宿泊当日12時までに当支店に取消の連絡がない場合は無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

- (3) 懇親会/お弁当の変更・取消は10月7日(月)迄としそれ以降の取消は100%の取消料がかかります。

## ■申込から精算までのスケジュール

項目	期日等	備考
申込開始	8月30日(金) 9:00	各自申込専用サイトからお申込み
申込回答	申込サイト内にて即日	マイページより、申込状況をご確認できます。 お申込みの段階でホテルは確定となります。
ご宿泊予約確認	申込サイト内	マイページ内よりご確認可能です。 書面での送付はございません。
代金お支払い	10月7日(月)迄	銀行振り込み、コンビニ支払い、カード決済が可能です。

# ■会場および宿泊ホテルのご案内

1. JR九州ホテル長崎 (JR長崎駅から徒歩5分、会場から徒歩10分)
2. エスペリアホテル長崎 (JR長崎駅から徒歩10分、会場から徒歩13分)



参加者の  
皆様へ

- 廃棄物発生抑制のため、参加者が持ち込まれた新聞・雑誌・ペットボトルなどは、各自が持ち帰るようにお願い致します。
- 地球温暖化対策として温室効果ガスをできるだけ排出しないようにするため、本大会会場への来場には、なるべく公共交通手段を使うようお願い致します。
- 会場内の温度設定は、夏の推奨冷房温度28℃を保つよう心がけておりますので、ご協力をお願い致します。



## 《ご旅行条件書》(国内募集型企画旅行)

### 1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行条件法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

### 2.募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・オンライン等にて記載する旅行会社(以下「当社」といいます。以下「旅行契約」といいます。))を締結することとなります。なお、旅行契約には、就労型企画旅行契約(個人包括旅行運賃(お申込みの時期、ご利用便の空席状況によって運賃が変動し、また)摘要の航空券を使用するコース(以下「航空運賃適用プラン」といいます))を含みます。

- (株)JTB(東京都品川区東品川2-31)観光庁長官登録旅行業第049号
- (株)JTBグアテマ(東京都品川区東品川2-31)観光庁長官登録旅行業第712号
- (株)JTB沖縄(沖縄県那覇市旭町11-2)観光庁長官登録旅行業第1492号
- (株)JTBバスステーション(東京都江東区豊洲4-6-52)観光庁長官登録旅行業第1571号
- (株)JTBグローバルマーケティング&トリベル(東京都品川区東品川2-31)観光庁長官登録旅行業第1723号
- (株)JTBツインスイーパーズ(東京都港区南麻布1-6-31)観光庁長官登録旅行業第1776号
- (株)JTBコミュニケーションデザイン(東京都港区芝3-2-1)東京都知事登録旅行業第27116号

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って高速・宿泊機関等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、実施管理することを行います。

(3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・オンライン等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表および最終確定書(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社規約」といいます。))によります。当社規約をご希望の方は、当社にご請求ください。

### 3-1.旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は、委託販売先に記載された当社の委託販売所(以下「当社」といいます。))にて必要事項をお申し込みの際は、ホームページ・オンライン等にて記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面(案内)に必要事項を記入したお申し込みもご用意です。申込金をお支払いいただくときに、その一部として取り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承認し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2)①当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を承諾のうえ、申込金の支払いをさせていただきます。なお、商品によっては申請時に旅行代金全額をお支払いいただきます。この期間内に申込金または旅行代金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。

②お客様が旅行予約サイトでの予約・店舗でのお申し込みの方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を承諾のうえ、申込金の支払いをさせていただきます。この場合、前項の定めにも拘らず成立します。

③お客様が、旅行予約サイトでの予約・店舗での申し込みを選択した場合、第2項の通信契約による旅行条件を適用し、第24項(3)の定めにも拘らず成立します。

(3)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)①に申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金の支払い後、当社の旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにも拘らず成立します。

(4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者たる、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5)契約責任者は、当社が定めの日までに構成者の名簿を当社に提出し本人の同意を得るものとします。契約責任者は、第26項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(6)当社らは、契約責任者を構成者に対して誤らぬ限り、又は将来発生した予備金たる債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者となします。

### 3-2.ウエイティングの取扱いについての特約

当社は、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合において、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客者と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウエイティングの取扱い」といいます。))をすることがあります。

(1)お客様がウエイティングの取扱いを希望する場合は、当社には、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウエイティング期間」といいます。))を承諾のうえ、申込金と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2)当社らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知すると共に預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社が前(1)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客者に発信した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。

(4)当社らは、ウエイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

①当社らは、ウエイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨をお客様からウエイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウエイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときも当社が取消料をいただきます。

### 4.お申し込み条件

(1)18才未満の方は保護者の同意が必要で、15歳未満6ヶ月以上中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)ご参加にあつては特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が虚偽な申告をし、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)健康を害している方、高齢者などの器具を用いて行っている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方はお申し込みの際に、参加にあつた特別の配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合もまたお申し出ください)。あらかじめ当社からのご案内申し上げずして、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

(7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですれをお申し出いただくことがあります。

(8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一歩について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を予断することができない場合は旅行契約のお申込みをお断しし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために適切な措置を要する費用は原則としてお客様のご負担となります。

(9)当社は、本項(1)(2)(7)(8)の場合、当社にお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(10)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかため必要措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。

(11)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

### 5.契約書面に最終旅行日程表の添付

(1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面にホームページ・オンライン等、本旅行条件書等により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を締結する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を添付し、旅行開始日の前日よりお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算して5日以内の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。

### 6.旅行代金のお支払い

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して5日以内の13日以前にある日以前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算して5日以内の13日以内のある日以前にお申し込みの場合は、旅行開始日の前日から起算して5日以内にお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合でも、お客様の承諾があるときは、提携カード会社のカード上お客様の署名を添付して旅行代金(申込金、追加代金)として表示したものを含みます。①第4項(1)に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の返付手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾を要いたします。

(2)本項(1)の定めにかかわらず、商品によっては、契約と同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、一部追加料金については、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

### 7.旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注意のない場合、満12歳以上のおとな代金、満6歳以上(航空運賃利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

(2)旅行代金は、コースごとに表示してあります。出発日と利用人数でご確認ください。

(3)旅行代金は、第3項(1)の申込金、第4項(1)の取消料、第14項(1)の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の基となるものとします。募集広告又はホームページ・オンライン等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金(又は基本代金)」として表示した金額「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額上となります。

### 8.旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程・明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・観覧料等及び消費税等諸費。

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体旅行に必要な手配。

(3)その他ホームページ・オンライン等において、旅行代金に含まれる旨を明示したものを、上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

### 9.旅行代金に含まれないもの

(1)前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

①前項手荷物料金(特定の重量・容量・個数を越える分について)。

②宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・オンライン等にて明示した場合を除きます。)

③クリーニング代、電話代、ホテル・レストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うタクシー・サービス料。

(4)希望者のみが参加するオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金。

(5)運送機関が後付加運賃・料金(例:宿泊サーチャージ)。

(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

(7)特別な食器・処置に要した費用。

(8)インターネットを通じてサービス提供による通信料。

### 10.追加代金と割引代金

(1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金を含みます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。)

①ホームページ・オンライン等当社が「グレードアッププラン」に格上げするホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。

②「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。

③ホームページ・オンライン等当社が「延長プラン」に格上げするホテルの宿泊延長のための追加代金。

④その他ホームページ・オンライン等で「xxxxクラス追加代金」「xxx追加代金」に格上げする(航空運賃のクラス変更を要する差額、スリートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするホームページ・オンライン等に記載した旅行代金の追加代金)。

(2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金を含みます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合は除きます。)

①ホームページ・オンライン等当社が「早期〇H前割引」に格上げるもの。

②その他ホームページ・オンライン等で「〇〇割引代金」に格上げるもの。

### 11.旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に異なる運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかため必要と認めるときは、お客様にあらかじめ理由を当社が内容の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

### 12.旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額が旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増減変更するときは、旅行開始日の前日から起算して5日以内のある日以前にお客様に通知いたします。

(2)当社は本項(1)の定める運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額が旅行代金を減額します。

(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額が旅行代金を減額します。

(4)第11項(1)の旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けた旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。))が増加したときは、サービスが提供が行われていなくてもかかわらず運送・宿泊機関等の串立、悪悪その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額が旅行代金を変更いたします。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員に旅行代金が異なる旨をホームページ・オンライン等に記載した場合、旅行契約の成立後旅行サービスの責任に帰する事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

### 13.お客様の立替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、立替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾し



たとえ効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用客送機関・宿泊機関等が旅行者の安全に必要と認める理由により、空替をおこなう場合があります。

#### 14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページにフロント等記載の取消料をご参加のお客様から11室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれお支払いいただきます。
- (2)当社の責任とならない理由の取消しに基づき、お取り消しになる場合は所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われなさいと、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと、取消料と同等の違約料をお支払いいたします。
- (4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、遅延・宿泊機関等変更中の一部の変更(航空運賃変動型プランにおいては、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます)については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を旅行契約が成立したものとさせていただきます。

#### 15. 旅行開始前の契約解除

##### (1)お客様の解除権

- ①お客様がホームページにフロント等記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込日の営業時間内にお受け付けいたします。
- ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なく、旅行契約を解除することができます。
  - a. 旅行契約の内容が変更されたとき、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
  - b. 天災地変、戦乱、暴動、遅延・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが高くなるといえるとき。
  - c. 当社がお客様に対し、第9項の②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかつたとき。
  - d. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページにフロント等記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ③当社が本項の①の①により旅行契約を解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を引き差し戻いたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項の①の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻いたします。

##### (2)当社の解除権

- ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなさいと、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項の①の①に規定する取消料と同等の違約料をお支払いいたします。
- ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
  - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - b. お客様が第4項の①から④までのいずれかに該当することが判明したとき。
  - c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると思われる場合。
  - e. お客様が契約内容に合理的な範囲を超える要求を求めたとき。
  - f. お客様の人数がホームページにフロント等記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してかつその前日又は13日前に当たる日(日曜日旅行は13日前)に当たる日以前に旅行中止のご通知がなされたとき。
  - g. スキーを主目的とする旅行における降雪量の不足のため、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が実現しないとき、あるいはそのおそれが高くなるといえるとき。
  - h. 天災地変、戦乱、暴動、遅延・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが高くなるといえるとき。
- ③当社が本項の①の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を引き差し戻いたします。また本項の①の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻いたします。

#### 16. 旅行開始後の契約解除

##### (1)お客様の解除権

- ①お客様の都合により途中までお取り消された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由によりホームページにフロント等記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③本項の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの高額受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由がお客様の責に帰すべき事由にならない場合は、お客様が、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の返しを支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

##### (2)当社の解除権

- ①当社が次に掲げる場合においてお客様があらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
  - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。
  - b. お客様が第4項の①から④までのいずれかに該当することが判明したとき。
  - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
  - d. 天災地変、戦乱、暴動、遅延・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが高くなるといえるとき。
- ②解除の結果及び払い戻し  
本項の①の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がもたらしたその提供を受けたい旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれらを支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻いたします。
- ③本項の①の②a, dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配を行います。
- ④当社が本項の①の②の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社にお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の義務については、有効な消滅がなされません。

#### 17. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1)当社は、「第12項(第23項)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第15項から第16項までの規定によりお客様(あるいは当社が旅行契約を解除したお客様)に対し、払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しによって払い戻された翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しによってホームページにフロント等記載した旅行契約終了の翌日から起算して30日以内にお客様に対し、当該金額を払い戻いたします。
- (2)本項の①の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客

様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3)クーポン券の引当し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券が有効な必要となります。クーポン券の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

#### 18. 添乗員・旅行管理等

- (1)添乗員 本コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた添乗員に実施するため必要な旅行管理業務といたします。旅行中に日程の円滑な実施と安全のための添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また、出発前基本乗客の定めから6乗客中、一定の休息時間を確保させていただきます。
- (2)現地添乗員 本コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地係員 本コースには、添乗員が同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。
- (5)個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身での旅行管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けられるために必要なクーポン券をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合にお客様の手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行っていただきます。
- (6)交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身でご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までに手続きが終えられなかった場合は旅行開始後の解除としての取り扱いは、旅行代金の払い戻しとはなりません。

#### 19. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたと認められる場合、当社が被った損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が次に示すような事由により、損害を受けた場合は、当社は原則として本項の①の責任を負いません。
  - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに起因して生じた旅行日程の変更もしくは旅行中止 ②遅延・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③遅延・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに起因して生じた旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令、又はそれによって生じた旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥途中車 ⑦遅延・宿泊機関の遅延・不備・スケジュール変更・乗客数変更又はこれらに起因して生じた旅行日程の変更、目的地の滞り、乗客の乗降に付随して生じた本項の①の損害に該当しない場合は、本項の①のお客様からの損害通知期限規定にかかわらず損害発生の日より起算して14日以内に当社に対して、申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額は入込あたり最高15万円まで(当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます)といたします。
  - ⑧旅行代金とは、お客様に提供した遅延・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者ではありません。また、遅延・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

#### 20. 特別補償

- (1)当社は(前項)の当社の責任が生じた場合を問わず、当社の募集型企画旅行契約により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被った一定の損害につき、死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円)・入院見舞金(2万円～2万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につき、当該損害補償金(手荷物)を支払います。なお、手荷物の損害に限り、募集型企画旅行にお客様1名あたり15万円を上限とし、当社が支払うべき損害補償金の額を超過するものではありません。
- (2)旅行代金にかかわらず、当社の手配した募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われなかったについては、その旨ホームページにフロント等明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中はいたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(バックパッキング、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リフト、ゴンドラ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー体験、遊覧量産機(モーターハングライダー)、マイクログlider、ウイングウォーク体験、ジェットコースター体験等その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項の①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、金銀、預金証書、貯金通帳(現金及び現金支払用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンパクトレンズ等の当社の責任に定められた損害賠償対象物品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社は本項(1)に基づき賠償金を支払う義務と前項(1)に掲げる賠償義務を負担する者であっても、一方の業務が履行されたときはその金額の範囲において賠償金を支払う義務を負担せず、旅行参加中に発生した事故の事由については、なおお客様の責任と認め、その原因となった事故の概要等については、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

#### 21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行に参加し、旅行代金を受けた場合は、当社にお客様から損害の賠償を受け付けます。
- (2)お客様の募集型企画旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を信用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスの内容を円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行代金において損害を被ることを、万が一添乗員、船長、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態になると認めたとした場合、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、それがお客様の責に帰すべき事由によるものとするときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うなければなりません。
- (5)クーポン券の引当しの場合、当該クーポン券の再発行に伴う送付機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

#### 22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収めて当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として、取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページにフロント等記載した契約書面に明示いたします。
- (2)当社オプションツアーの運行事業者が当社以外である場合はホームページにフロントで明示した場合は、当社は、当該オプションツアー参加中に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき賠償金及び見舞金を支払いません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無干渉日」であり、かつ、その旨ホームページにフロント又は別途書面に記載した場合を除きます)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに従います。
- (3)当社は、ホームページにフロント等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示いたします。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規定は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無干渉日」であり、かつ、その旨ホームページにフロント又は別途書面に記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

#### 23. 情報提供

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①～④で規定する



変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次ぎ右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社が第19項の規定に基づき責任が発生すること明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社が変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の顧客・船客その他の連絡先の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことに伴う変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をきたす天候、天災地変、疫病、暴動、工官公署の命令、火災、不慮、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、支障、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画によらずに運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社が変更補償金を支払いません。

③ホームページ・プラットフォーム等に記載した旅行サービスの提供を受ける請求が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社が変更補償金を支払いません。

(但し本項1)の規定にかかわらず、当社が1)の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上廻りしません。また1)の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が0円より超過し、1,000円未満であるときは、当社が変更補償金を支払いません。

(3)当社がお客様の同意を得て金額による変更補償金・損害賠償金の支払いに同意し、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額-1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・プラットフォーム又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	15%	30%
②ホームページ・プラットフォーム又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	10%	20%
③ホームページ・プラットフォーム又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備の1階級以上の劣り(等級の変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がプラットフォーム又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り適用。))	10%	20%
④ホームページ・プラットフォーム又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	10%	20%
⑤ホームページ・プラットフォーム又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	10%	20%
⑥ホームページ・プラットフォーム又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	10%	20%
⑦ホームページ・プラットフォーム又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名義の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	10%	20%
⑧ホームページ・プラットフォーム又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	10%	20%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・プラットフォーム又は確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	25%	50%

注1: ホームページ・プラットフォームの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの内容との間に相違が生じたときは、それぞれの変更により1件として取り扱います。

注2: ①に定める変更については、①～⑧の料金を適用せず、⑨の料金を適用します。

注3: 1件とは、運送機関の乗継1乗継部、宿泊機関の乗継1泊単位、その他の旅行サービスの提供、1項各事象部を1件とします。

注4: ②③④⑤⑥⑦⑧に掲げる変更が乗継又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗継又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5: ②③④⑤⑥⑦⑧に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6: ⑨運送機関の会社名の変更、⑩宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関の名称の変更に伴ってのみ適用します。

注7: ⑩運送機関の会社名の変更については、等級又は設備の1階級以上の劣り(等級の変更)に適用しません。

注8: ⑩宿泊機関の等級は、旅行契約締結時点での契約書面に記載しているリス、若しくは当社のウェブページで掲載しているリスによりします。

24. 運送契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)(のカード会員(以下「会員」といいます。))に「会員の選名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けられること(以下「適格契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。適格契約の旅行条件は、以下のとおりとなります。(受託旅行業者により当取扱いがでない場合があります。また取扱い可能カードの種類は受託旅行業者により異なります。)

(1)本項でいう「カード利用」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払い又は払戻し業務を履行する「決済」といいます。

(2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただくものとします。

(3)適格契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したとき成立するものとします。

(4)当社らは提携会社のカード内(以下所定の広帯域)の会員の署名なくして「ホームページ・プラットフォーム」に記載する金額の旅行代金、又は第14項に定める取消料の支払いを受けられます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(滅菌又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。

(6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは適格契約を解除し、当社らが別途決定する期日までに現金にて旅行代金を支払ういただきます。当期限日までに、お支払いいただけない場合は第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受け付けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、葬送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものと見えない場合があります。これを回避するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込時の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

(1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただいた個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、お申込みの際の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの予約及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお受けできないことがあります。取得した個人情報(「受託販売情報」に記載された(集合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して)ご対応いたします。

(2)当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。なお、お客様がお申込みいただいた旅行について旅行サービスの予約及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する取済の手段として必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等にお客様のお買い物の便宜のために必要

な範囲内でお申込みいただいたホームページ・プラットフォーム等及び第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号より取得した個人情報及び提供された航空便名に係る個人データ等、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。②その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの提供 ③旅行参加後のご意見やご感想の提供に際し、④アンケートのお願い ⑤特典サービスの提供 ⑥統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。

(3)当社は、旅行中に政府-事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお見舞いしています。この個人情報、お客様が政府等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4)当社は、手配代行業務、旅行送金業務、空港等での航空サービス業務等において、本項(1)より取得した個人情報を取引業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報保護を預託いたします。

(5)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号等又はメールアドレスなどのお客様への連絡に必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内やお客様のお申込の業務化、商品物内容等のご案内、ご購入いただいた商品のためのために、これらを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除の申し出は、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社JTBホームページ」(<http://www.jtbcorp.jp/privacy/>)よりお問い合わせください。

(6)当社は、お客様より利用目的の通知・開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応いたします。

27. 旅行条件-旅行代金の基準

旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・プラットフォームに明示した日となります。

28. その他

- (1)お客様が個人的な案内-買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う経費費用、お客様のご意見、政府等の発生に伴う経費費用、お客様の不注意による所持品損失・お荷物回収に伴う経費費用、別行動手配に要する経費費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるとして土産品店にご案内することとなりますが、お買い物の際、お買い物の責任はご購入いただいたお客様です。当社は、商品の交換や返品等の対応はいたしません。
- (3)お客様が、航空会社が任意で変更した航空便以外の航空便に搭乗することをお客様が承諾する制度(フレックストラベラー制度)に同意し、当社が手配した航空便以外に搭乗される場合は、当社の手配業務-旅程管理業務は履行されたとして、当該変更部分に関わる旅程保証責任-特別補償責任は発生いたしません。
- (4)当社よりかかる場合は旅行のご参加はいたしません。
- (5)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合があります。同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件が変更が生じた場合は第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

旅前-ホテル等において、お客様が酒類-料理-その他のサービス等を追加された場合は、原則として、消費額などの補償が提供されません(ただし、(2023.4改訂))

(別表1)

●申込金(おひとり)		
区分	申込金(おひとり)	
旅行代金が3万円未満	6,000円以上旅行代金まで	
旅行代金が6万円未満	12,000円以上旅行代金まで	
旅行代金が10万円未満	20,000円以上旅行代金まで	
旅行代金が15万円未満	30,000円以上旅行代金まで	
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで	

(別表2)

●取消料-旅行契約成立後、お客様のご都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受け付けます。

旅行開始日の前日(以下「前日」といいます。)	契約解除の日		取消料(おひとり)
	無	料	
1) 21日以前	1) 21日以前	無	無
2) 20日以前	2) 20日以前	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
3) 19日以前	3) 19日以前	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
4) 18日以前	4) 18日以前	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
5) 17日以前	5) 17日以前	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

貸切船(チャーター船)の場合

旅行開始日の前日(以下「前日」といいます。)	契約解除の日		取消料(おひとり)
	無	料	
1) 19日以前	1) 19日以前	無	無
2) 18日以前	2) 18日以前	旅行代金の 5%	旅行代金の 5%
3) 17日以前	3) 17日以前	旅行代金の 10%	旅行代金の 10%
4) 16日以前	4) 16日以前	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
5) 15日以前	5) 15日以前	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
6) 14日以前	6) 14日以前	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
7) 13日以前	7) 13日以前	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

宿泊プラン等、宿泊サービスのみを内容とする場合

旅行開始日の前日(以下「前日」といいます。)	契約解除の日		取消料(おひとり)
	無	料	
1) 6日以前	1) 6日以前	無	無
2) 5日以前	2) 5日以前	取消人員14名以下の場合	無
3) 4日以前	3) 4日以前	取消人員15名以上の場合	旅行代金の20%
4) 3日以前	4) 3日以前	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
5) 2日以前	5) 2日以前	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
6) 1日以前	6) 1日以前	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
7) 当日	7) 当日	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

国内旅行における事前オプションの取消料(おひとり)(一部商品を除く)

旅行開始前まで	無	料
旅行開始後	オプション料金の100%	

※旅行開始日は、受付のあるツアーでは旅行開始日当日の受付完了のことを指します。ただし、列車利用のツアーでは、改札入場時又は改札のないときは当列車乗車時のことを指します。